

公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

令和4年度 事業報告書

自 令和 4 年 7 月 1 日

至 令和 5 年 6 月 3 0 日

総 括

昨年度の日本経済は、長引くコロナ禍の影響による社会経済活動停滞から、緩やかながらも正常化が進んでいる一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増しています。

このような経済状況の中、当協会の令和4年度の受託金額は、当初予算額比107.6%、前年度比93.2%となり、決算では4,352,580円の赤字となりました。これは昨年度までは黒字決算であったため、その収支相償違反の解消を目的とし、GNSS機器購入やGNSS機器関連ソフト等を購入することで、黒字額の解消を行ったことによるものです。また本年10月より始まるインボイス制度への対応が迫る中、本協会としての準備のほか、社員調査士への理解を促す一年でもありました。

尚、年度が変わってからになります。当協会が公益目的事業の一つとして取り組んでいる法務局登記所備付地図作成作業は、宇部市居能町一丁目ほか地区を業務地とする地図作成作業を無事落札することが出来ました。

(1) 総務部

- ① 定款及び諸規則・諸規程の周知、徹底については、配布済みである定款・諸規則集を通じて周知、徹底を行いました。
- ② 協会の現状に即した諸規則・諸規定の改正を行いました。
- ③ 諸情勢の社員への情報提供は、各地区との連携を図るとともに、協会ウェブサイト及び電子メール等を活用した情報提供を行いました。
- ④ 部会の開催は、インターネットを用いたZoomを積極的に活用し、経費削減に努めました。
- ⑤ 理事会では、社員専用グループウェア等を活用した資料の事前配布及び参加の理事に、事前に書面で報告を求めるなど、理事会の効率的な議事運営を行いました。
- ⑥ 社員名簿とパンフレットを作成し啓発活動において官公署等に配布しました。
- ⑦ 調査士会・政治連盟・全公連・中公連・近隣協会と情報交換及び連帯協議を適宜行いました。
- ⑧ 公益法人定期報告書の提出、それに伴う補正などについて県学事文書課と協議を行い、適切な処理を行いました。また、今年度は3年に一度の立入検査を受け、収支相償違反や役員資格の確認書及び総会での承認事項等について指摘を受け対応を行いました。
- ⑨ 協会ウェブサイトにおいて、市民に対する情報公開、協会の行う公益目的事業等について情報発信を行いました。
- ⑩ GNSS機器及びノートパソコンの適正な管理・運用を行いました。
- ⑪ マイナンバーの適正な管理・運用を行いました。

(2) 経理部

- ① 平成20年度公益法人会計基準に基づき、顧問税理士の助言の下、適正な会計処理を行いました。
- ② 全公連のWeb研修会に参加しました。

(3) 業務部

① 土地家屋調査士業務取扱要領に即した業務処理について、各地区で行われる成果品チェックにおいて周知、徹底いたしました。

② 業務適正化の推進を行いました。

測量積算ソフトの活用

電子納品ソフトの活用

オンライン申請の推進

業務処理ソフトの活用

危機管理体制の検討と推進

③ 社員研修会を下記のとおり企画・開催いたしました。

○令和4年度 社員業務研修会（調査士会との合同研修会）（Web研修）

日 時：令和4年7月30日（土）10：00～12：00

会 場：Web研修（配信ソフト：Zoom）

研修内容：「ネットワーク型RTK法による単点観測法」に基づき行う登記多角点測量について

講師 株式会社諏訪 代表取締役社長 前田 拓史氏

参加者：60名

○令和4年度 社員業務研修会（調査士会との合同研修会）

日 時：令和4年9月16日（金）13：30～17：00

会 場：維新ホール（大ホール）

研修内容：「現代社会が直面する相続問題」

講師 元法務省民事局長・前城島高等裁判所長官 小川 秀樹氏

参加者：官公署（防府市・長門市・美祢市・岩国市・県社協）11名

一般 63名、非社員調査士 19名、社員 34名

「万が一自然災害等が発生し被害を受けた場合、不動産に相続問題が発生する状況は少なからずある。そこで、復興・復旧支援事業の一環として官公署や一般市民の方々へ相続問題を周知したく、山口県土地家屋調査士会との合同研修会を開いた。」

○令和4年度 社員業務研修会（調査士会との合同研修会）（対面及びWeb研修）

日 時：令和5年1月25日（土）10：00～12：00

会 場：山口グランドホテル 鳳凰の間（対面及びWeb）

研修内容：「インボイス制度への対応について」

講師 税理士 森下靖也氏

参加者：70名

- ④ 官公署に対する啓発活動は、今までの活動と並行して、県土木建築事務所を中心に嘱託登記アドバイザーと共に啓発活動を行いました。各地区の活動目標報告は次のとおりです。

| 地区名 | 令和4年度活動目標 | 結果報告 |
|------|--|---|
| 岩国地区 | 事業例を基に提案、意見交換を行う。 | 進展なし。 |
| 周南地区 | ①新規受託先の開発 ②地籍調査事業の業務提案 (周南市・下松市に対し14条地図作成作業をモデルとして提案する。) | 新規受託先の開発はできていませんが、引き続きお願い、提案を行っていきたい。 下松市大手町地区14条地図作成作業に伴い下松市にアピールを行っている。 |
| 防府地区 | ・防府市財政課・財産管理室へ市所有の未登記建物の登記受託の交渉をする。 ・新規受託先の開拓 | 未登記建物の登記受託は無し。 河川港湾課から、用地測量業務を受注した。また、狹隘道路関係では防府市建築指導室は毎年予算を取っており昨年2件受注し完了している。県土木から費用について問合せがあるなど雰囲気はよいが新規受託には至っていない。 昨年新規受託先として市道路課より防災広場土地調査業務を受注したが、無事完了し実績を上げた。今後も見込みあり。 |
| 山口地区 | 新規受託先の開発 | 土地基本法の改正を受け、複数の担当課に啓発活動を行った。 教育委員会には学校用地内に民地等がある場合があるので解消を啓発した。 土地基本法について興味は持ってもらえているものの土地基本法に絡む新規業務の受注には至っていない。 教育委員会からは新規受託をした。 |
| 萩地区 | 現在の受託先の維持のための活動を行う。 | 新規受託先はないが、萩・長門それぞれ業務発注のお願いをし、受託先の維持はできている。 |
| 宇部地区 | ・山口県関係事務所に重きを置いて啓発活動を行う。 | 宇部土木建築事務所及び企業局より業務相談があり、見積書を提出した。 |
| 下関地区 | 官民境界確認補助業務の提案・交渉 | 下関市道路河川管理課との協議が中断しているが、発注に向けて努力する。 |

次年度の活動に向け、地区長と嘱託登記アドバイザーが地区毎に活動方針・目標を設定し、活動内容を検証していきます。

- ⑤ 山林地図検討委員会は、成果品の作成を引き続き行います。

事業報告の附属明細書

令和4年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。